

猪名川町地域経済循環創造事業補助金交付要綱

令和 8 年 3 月 23 日

要 綱 第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、国の地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成 25 年 2 月 27 日付総行政第 29 号総務大臣通知。以下「総務省要綱」という。）に基づき、地域資源を活かした先進的かつ持続可能な事業化の取組を促進するため、地域の金融機関からの融資を受けながら、地域における経済循環に寄与する取組を実施しようとする民間事業者等に対し、予算の範囲内で猪名川町地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、総務省要綱による補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する民間事業者等とする。ただし、猪名川町暴力団排除に関する条例（平成 24 年条例第 7 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団、同条第 5 号に規定する暴力団員又は同条第 6 号に規定する暴力団密接関係者は対象外とする。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は総務省要綱第 5 条に規定する経費とする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、補助対象経費から金融機関等の融資額及び補助対象事業を行う者の自己資金等の合計額を差し引いた額とする。この場合において、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の上限額は、次の各号に掲げる場合において、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 融資額が前項の規定により計算した額（以下「計算額」という。）と同額以上 1.5 倍未満の額の場合は、2,500 万円とする。

(2) 融資額が計算額の1.5倍以上2倍未満の額の場合は、3,500万円とする。

(3) 融資額が計算額の2倍以上の額の場合は、5,000万円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、あらかじめ猪名川町地域経済循環創造事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 総務省が定める地域経済循環創造事業交付金実施計画書

(2) 収支計画書の具体的な積算根拠が分かる資料

(3) 工程表その他の完成までのスケジュールが分かる資料

(4) 町税に滞納がないことを証する書類（発行日から1年以内のものに限る。）

(5) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、猪名川町地域経済循環創造事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 補助事業者は、町長から要求があった場合は、事業の遂行状況について、猪名川町地域経済循環創造事業補助金遂行状況報告書（様式第3号）を提出するものとする。

2 補助事業者は、補助金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、第6条の交付決定の内容に不服があるときには、補助金の交付の決定の日から起算して30日を経過する日までに、申請を取り下げることができる。

2 申請を取り下げ場合は、交付申請書の写しを添えて、猪名川町地域経済循環創造事業補助金交付申請取下書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

(事業の変更及び承認)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、猪名川町地域経済循環創造事業補助金変更申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、補助対象

経費の総額の10パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 資金区分のうち、融資額を減額しようとするとき。

(3) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 交付目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 目的及び事業能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更である場合

(4) 補助対象事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(5) 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その変更内容等を審査し、適当であると認めたときは、猪名川町地域経済循環創造事業補助金決定変更通知書（様式第6号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内又は第6条の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、猪名川町地域経済循環創造事業補助金交付実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添付し、町長へ提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 第7条第2項に規定する帳簿の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の報告があったときは、必要な審査を実施し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、猪名川町地域経済循環創造事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、速やかに、猪名川町地域経済循環創造事業補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、特に必要と認めるときは、第6条の交付決定後に概算払いをすることができる。この場合において、補助事業者は、猪名川町地域経済循環創造事業補助金概算払い請求書（様式第10号）を町長に提出するものとする。

(決定の取消し)

第13条 町長は、補助事業者から事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は他法令、条例、規則若しくはこの要綱に違反したとき。
- (2) 補助事業者が、補助金を補助金事業以外の事業に使用したとき。
- (3) 補助事業者が、補助金事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をしたとき。
- (4) 第9条の規定による交付決定後に生じた事情の変更等により、補助金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条の規定による取消し又は変更を行った場合には、当該取消しに係る部分の額に相当する補助金が既に交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 町長は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る交付事業者が交付金を受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

3 第1項の交付金の返還及び前項の加算金の納付の期限は、当該返還の命令がなされた日から起算して20日以内とする。

4 町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、第2項の加算金の全部又は一部を免除することができる。

(財産の管理)

第15条 補助事業者は、補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第16条 補助事業者は、取得財産等について、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）第8条に定める期間を経過するまでに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊しをし

ようとするときは、あらかじめ猪名川町地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書（様式第12号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による承認を受けた補助事業者が取得財産等を処分した場合において、当該取得財産等の処分により補助事業者収入があると認めるときは、当該収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

住 所
事業者名
代表者名

猪名川町地域経済循環創造事業補助金交付申請書

猪名川町地域経済循環創造事業補助金の交付を受けたいので、猪名川町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 交付申請金額 千円
- 3 補助金事業の開始（予定）日 年 月 日
- 4 補助金事業の完了予定日 年 月 日

関係書類

- (1) 総務省が定める地域経済循環創造事業交付金実施計画書
- (2) 収支計画書の具体的な積算根拠が分かる資料
- (3) 工程表その他の完成までのスケジュールが分かる資料
- (4) 町税に滞納がないことを証する書類（発行日から 1 年以内のものに限る。）
- (5) その他町長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

猪名川町長

猪名川町地域経済循環創造事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった猪名川町地域経済循環創造事業補助金については、
下記のとおり交付することに決定したので、猪名川町地域経済循環創造事業補助金交付
要綱第 6 条の規定により、通知します。

記

1 事業の目的

2 交付額 千円

3 交付の条件

様式第 3 号（第 7 条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

住 所
事業者名
代表者名

猪名川町地域経済循環創造事業補助金遂行状況報告書

年 月 日により交付決定された猪名川町地域経済循環創造事業補助金について、猪名川町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、年 月 日現在の遂行状況を別紙のとおり報告します。

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

住 所
事業者名
代表者名

猪名川町地域経済循環創造事業補助金交付申請取下書

年 月 日で交付の申請を行った猪名川町地域経済循環創造事業補助金について、その申請を取り下げたいので、猪名川町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請を行った年月日

年 月 日

2 申請を取り下げる事由

注) 猪名川町地域経済循環創造事業補助金交付申請書(様式第1号)の写しを添付すること。

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

住 所
事業者名
代表者名

猪名川町地域経済循環創造事業補助金変更申請書

年 月 日付で交付の申請を行った猪名川町地域経済循環創造事業補助金について、その申請を変更したいので、猪名川町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第9条の規定により、別紙のとおり申請します。

様式第 6 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

猪名川町長

猪名川町地域経済循環創造事業補助金決定変更通知書

年 月 日付で変更申請のあった猪名川町地域経済循環創造事業補助金については、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付で申請のあった事業とし、その内容は猪名川町地域経済循環創造事業補助金変更申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助金交付の条件等については、上記のほか、年 月 日付 第 号の猪名川町地域経済循環創造事業補助金交付決定通知書第 3 項のとおりとする。

様式第 7 号（第 10 条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

住 所
事業者名
代表者名

猪名川町地域経済循環創造事業補助金交付実績報告書

年 月 日付により交付決定された猪名川町地域経済循環創造事業補助金の補助金事業について、

〔 完 了 〕
会計年度が終了 したので、

猪名川町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

関係書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 第 7 条第 2 項に規定する帳簿の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第 8 号（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

様

猪名川町長

猪名川町地域経済循環創造事業補助金交付確定通知書

年 月 日付により交付決定された猪名川町地域経済循環創造事業補助金の補助金事業に係る補助額について、猪名川町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、金 円に確定したので通知します。

様式第 9 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

住 所
事業者名
代表者名
印

猪名川町地域経済循環創造事業補助金交付請求書

年 月 日付により確定通知があった猪名川町地域経済循環創造事業補助金について、猪名川町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により、請求します。

請求金額 円

振込先口座

金融機関名	
支店名	
預金種目	
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

様式第 10 号（第 12 条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

住 所
事業者名
代表者名
印

猪名川町地域経済循環創造事業補助金概算払い請求書

年 月 日付により確定通知があった猪名川町地域経済循環創造事業補助金について、猪名川町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定により、下記のとおり概算払いを請求します。

記

請求金額 円

振込先口座

金融機関名	
支店名	
預金種目	
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

様式第 11 号（第 14 条関係）

第 号
年 月 日

様

猪名川町長

猪名川町地域経済循環創造事業補助金返還命令通知書

年 月 日付で交付決定した猪名川町地域経済循環創造事業補助金の補助対象事業に係る交付額について、猪名川町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 14 条の規定により、金 円の返還を命ずる。

年 月 日

猪名川町長 様

住 所
事業者名
代表者名

猪名川町地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書

標記について、猪名川町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定により、下記のとおり財産処分の承認を受けたいので、申請します。

- 1 地方公共団体及び補助金事業の名称
- 2 総事業費
- 3 補助対象経費
- 4 処分する施設・設備の名称
- 5 処分内容
- 6 処分する理由

- 1 処分する施設・設備の名称の欄には、処分する財産を具体的に記載すること。例えば、施設については、所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を、設備については、申請時における具体的な用途を記載すること。
- 2 処分内容の欄には、処分の種類（売却、賃貸等）、処分の相手方（買主、借主等）、処分の対価（売却価格、賃貸料等）等を記載すること。